

博物館だより

津山郷土博物館

1999.4 No.22



墨書土器「少目」美作国府跡出土
岡山県古代吉備文化財センター蔵

美作国府跡後田地区井戸IVaから出土したものである。丹塗りの土師器杯の底部外面に「少目」の墨書がある。少目(しょうさかん)とは国司の第4等官で大目・少目の別がある。職掌は『令集解』職員令大国条に「事を受けて上抄し、文案を勘署し、稽失を検出し、公文を読申することを掌る」とあるように、主に書記官的な業務である。その定員は大国に大目・少目各1人、上・中・下国に目1人と定められている(『令集解』)。『延喜式』民部上によると美作は上国であるので、律令制本来の制度では美作国司の第4等官は目1人のみである。ところが、『続日本紀』宝亀6年3月乙未条に「始置伊勢少目二員、(中

略)美作・備中・阿波・伊予・土佐大少目二員」とあり、775年に美作目の定員が大目・少目の2人に増員されたことがわかる。

したがって、美作に少目が現れるのは775年以後であり、当然この土師器の年代も同年以後とみななければならない。一方、土師器の考古学的年代観は8世紀末頃とされており、文献史料の解釈とほぼ合致する。美作国府跡後田地区は国府政庁と考えられる南幸畑地区の北西約150mにあり、築地塀で区画された一角が国司の館に比定される。その周辺から出土したこの墨書土器は、おそらく宴会などの際に少目専用の食器として使用されたものであろう。

研究ノート

美作国作宮司について

1

「正倉院文書」に次のような「六人部荒角解」が収められている。

謹解 申進上物事

合鉄参拾廷 鉄貳拾口

右、依不得雇人、如数不堪進上、但依葛井判官宣、去月美作国作宮司借充鉄二十廷重六十九斤八両、若是令進者、彼此可无相運功、仍具状、謹解、

一、買漆二石八斗二升、充直錢七十貫九百三十文陸奥上野二国上品漆一升二百六十文、中二百五十文

越国一升二百三十文

一、請百貫連署次官

以前三条事、具注附廻使止利帶万呂申送、謹解、

天平宝字六年正月十四日六人部荒角

(『大日本古文书』5-4頁。以下、大日古5-4のように略称する。)

これは天平宝字6年(762)正月14日、六人部荒角という者が某役所に進上物についての意見などを上申した文書であるが、文中に「美作国作宮司」という役所名がみえる。これは名称からみて、美作国に關係する宮作りの役所の意味であろうが、当時美作国が宮作りに關係したとする史料はなく、一見不可解な存在のようにみえる。しかも、某国作宮司という役所名は正倉院文書をも含めて他の史料に全く現れず、いったいいかなる性格のものであるか全く不明というのが実情である。しかも、所載する正倉院文書の内容が難解なこともあって、これまで本格的に検討されたこともないのである。そこで、本稿では奈良時代の美作を考える一つの素材として、美作国作宮司の性格とその歴史的意義について若干の検討を加えることにしたい。

2

さて、美作国作宮司を考えようとすれば、まずそれが記されている文書の内容を正確に理解する必要がある。本文書の内容は3条からなり、その第1条は鉄30廷・鉄20口の進上についての意見、第2条は漆の購入、第3条は錢100貫と次官の署名の請求で、以上の3条のことを六人部荒角が廻使止利帶万呂に託して某役所に上申したものである。廻使に託

されているので、差出者の六人部荒角は受取者である某役所とはある程度離れた場所に勤務していたことが窺える。ただしこの文書には荒角の職名や充所が記されていないので、その役所名を直接知ることができない。しかし、文書中にみえる3人の人物によって、それをある程度推測することが可能である。

まず、葛井判官であるが、彼は正倉院文書に頻出する葛井連根道のことで、天平宝字6年正月7日造東大寺司牒(大日古5-1)、同年正月23日造東大寺司牒などによって、当時造東大寺司の判官であったことがわかる(以下、正倉院文書の検索は『日本古代人名辞典』による)。すると、葛井判官の命によって鉄20廷を借用した主体は造東大寺司ないしその所管にかかる付属機関であることが判明する。次に差出人の六人部荒角であるが、彼も正倉院文書に頻出する人物で、天平宝字4年6月25日奉造丈六觀世音菩薩料雜物請用帳(大日古4-420)、同6年2月17日造物所送進文(大日古5-112)などによって、造東大寺司造物所の史生であったと推定される。造東大寺司とは東大寺の造営を担当する令外官で、造物所は仏像に付属する莊嚴具の製作に従事する付属工房と考えられている(『国史大辞典』8、574・582頁)。すると、先の廻使の検討から、造東大寺司と造仏所とは同じ東大寺近傍にありながらも、多少場所が離れていたことになる。

さらに、止利帶万呂であるが、彼も4通の正倉院文書中に現れ、天平宝字6年正月23日造石山寺所解(大日古15-141)などによって造石山寺所の下級役人であることがわかる。造石山寺(院)所とは近江石山寺の増築工事を担当する、造東大寺司の出先機関で、その造営にかかる経費や工匠などは造東大寺司から支給された。「正倉院文書」に天平宝字5年11月から翌6年8月まで組織名が現れる(『国史大辞典』8、509頁)。ところで、天平宝字6年正月14日造東大寺牒(大日古5-3)によると、止利帶万呂は廻使として造東大寺司から造石山寺所に戻っている。同日付けの六人部荒角解の充先も造石山寺所とも考えられるが、それでは第3条の錢百貫と次官の署名の請求が解釈できない。この次官とは造東大寺司次官とみるほかないからである。したがって、廻使止利帶万呂は正月14日中に本庁の造東大寺司と付属の造物所を往復したと解すべきであろう。よって本文書は造東大寺司造物所史生の荒角から本庁の造東大寺司に上申されたものであることが判明

する。以上の検討によると、本文書第1条の文意は次のようになろう。

造東大寺司本庁から購入を命ぜられた鉄30延と鉄20口は、購入請負人をうることができないので、命令どおり納めることができません。ただし、葛井判官の命令によって先月造物所が美作国作宮司から借用した鉄20延（重さ69斤8両）を流用することができれば、運ぶ手間もはぶけて好都合です。よってそのように計らってよいかどうかお伺いします。

3

以上の解釈によれば、美作国作宮司は造東大寺司造物所に鉄20延を貸しているのであるから、その所在地は美作国内ではなく平城京の近辺にあったと考えられる。とすれば、その職掌は宮作りのために美作国が中央に設置した出先機関ということになろう。ではその宮作りの対象とはいかなる宮室であろうか。天平宝字5年（761）10月淳仁天皇が平城宮を改作するため近江国保良宮に行幸しているから（『続日本紀』）、本文書当時平城宮の改作が実施されていた。しかし、平城宮の造営は中央官司である造宮省が実施しているので、美作国が直接これに関与することは考えがたい。

そこで問題となるのが近江国保良宮の造営である。これは天平宝字3年（759）11月に造宮使を設置して造営工事が開始され（今泉隆雄『古代宮都の研究』304頁）、前述のように同5年10月に淳仁が行幸した宮であるが、「北京」と呼ばれているところから単なる離宮ではなく、難波とならぶ陪都として造営されたものである。その所在地は瀬田川の右岸大津市国分付近に比定されている。ところが、道鏡の出現をきっかけとして、保良宮にいた淳仁天皇と孝謙上皇とが不和となり、同6年（762）5月天皇は平城宮に上皇は法華寺にとそれぞれ別々に遷ったことにより、その機能を失ってしまった。したがって保良宮は759年11月から762年5月まで造営工事が続けられたことになる。そして本文書はちょうどその期間中に含まれる。そこで注目されるのが、『続日本紀』の次の記事である。

保良宮諸殿及屋垣、分配諸国、一時就功。

（『続日本紀』天平宝字6年3月甲辰条）

すなわち、これより先中央官司である造宮使を設置して保良宮の造営をすすめていたが、762年3月に至って造営を促進するため、殿舎や垣の建築を諸

国に分担させたというものである。諸国の具体名が記されていないが、その中に美作国が含まれており、かつその工事を分担するための出先機関が美作国作宮司と推定するのである。ところが、『続日本紀』の記事を工事着手とみれば、正倉院文書の美作国作宮司は762年正月であるので、年代的に合致しないことになるが、『続日本紀』は造営工事の完了にかかる記事であり、その開始は761年12月以前にさかのぼるとみるべきであろう。

前述のように造石山寺所は正倉院文書に761年11月から762年8月までであられ、保良宮の造営と関連して大規模な増築工事が実施された（福山敏男『日本建築史の研究』）。その石山寺は瀬田川の右岸にあり、保良宮推定地とは隣接した位置にある。そしてそれは造東大寺司の下級機関であった。すると、保良宮の造営と関連して、美作国作宮司と造東大寺司造物所とは何らかの関係があったとみてよい。美作国作宮司が保有していた鉄20延も保良宮建設の資材と推測され、そのことが両者間での鉄20延の貸借につながったのであろう。

4

8世紀における都城宮室の造営は令外の官である造宮省が所管し、大規模な造営には造某官事・使などの臨時の造宮官司が設置された。このように律令制のもとでは中央の造宮官司が造営工事を担当したのである。ところが、長岡京造営に際しては造長岡宮使が設置されながらも、延暦10年（791）9月越前・丹波・但馬・播磨・美作・備前・阿波・伊予等8箇国に課して平城宮諸門を長岡宮に運ばせている（『続日本紀』）。10世紀以後は内裏や寺社の造営を複数の国々に分担させる、いわゆる国充（くにあて）が盛んにおこなわれた。そして、美作国作宮司などが分担した保良宮の例はこの「国充」の史料上の初見なのである。ただし、受領制下における国司請負である国充と、律令制的国司制下の諸国への割当てとは歴史的條件を異にしており、両者を同一視することはできないが、いずれにせよ保良宮の造営にあたって律令制的財政機構に重要な変更が加えられたことは認めるべきであろう。

このように、1通の正倉院文書の検討から意外な奈良時代史の断面がうかがいあがったが、はからずも美作国がそれに大きく関与していることが明らかとなったのである。

（湊 哲夫）

平成11年度 博物館行事予定

行事名 日程	展 覧 会	正倉院文書を読む	古文書講座	森家先代実録を読む	近世史講座	飛鳥を考える	おかやま長寿学園	夏休み子供歴史教室 弥生土器をつくる	美作の文化財めぐり (友の会)
H11 3	企画展 津山藩主松平斉民 3/20 4/25								
4									
5		●5/13		●5/27					●5/16
6		●6/10			●6/24				
7		●7/8		●7/15			●7/22 ●7/23		
8							●8/17		
9		●9/9		●9/23		●9/3 ●9/17			●9/19
10	特別展 富くじと津山万人講 10/9 11/14	●10/14		●10/28		●10/1 ●10/15 ●10/29			
11		●11/11		●11/25		●11/12 ●11/26			●11/7
12						●12/10			
H12 1		●1/8		●1/22					
2		●2/13		●2/26					
3	企画展 津山藩の教育 3/12 4/16	●3/12		●3/26					●3/8
4									

博物館入館案内

- 開館時間：午前9：00～午後5：00
- 休館日：毎週月曜日 祝日の翌日・12月27日～1月4日 その他
- 入館料：小・中学生 100円 (80円)
 高校・大学生 150円 (120円)
 一般 210円 (160円) ※ ()は30人以上の団体

博物館だより No.22

発行年月日：平成11年4月1日発行
 編集・発行：津山郷土博物館
 〒708-0022 岡山県津山市山下92
 ☎(0868)22-4567 ☎(0868)23-9874
 印刷：南弘文社

♣は津山松平藩の槍印で剣大といひ、現在津山市の市章となっている。